

別表第 1(第 4 条関係)

小規模工事等の種類及び例示

番号	工事の種類	工事の例示
1	土木一式工事	道路などの修繕工事
2	建物一式工事	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付け工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、コンクリート工事、ネットフェンス工事等
6	石工事	石積み工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事
9	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス配管工事、ダクト工事等
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、れんが積み工事、タイル張り工事等
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋加工組み立て工事等
13	板金工事	板金加工取付け工事等
14	ガラス工事	ガラス加工取付け工事等
15	塗装工事	塗装工事等
16	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
17	内装仕上工事	天井仕上げ工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上げ工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテンブラインド工事等
18	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事
19	電気通信工事	電気通信路線設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設備工事等
20	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事及び樹木剪定、草刈業務等
21	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事等
22	消防施設工事	火災報知設備工事等
23	その他工事	上記にあてはまらない工事

* 銚田市指定給水装置工事業者が施工する給水装置工事は除く。

別表第 2(第 12 条関係)

業者選定基準

小規模工事等の予定価格	30 万円未満	30 万円以上 200 万円未満
選定基準	登録者から選定	登録者及び入札参加資格者から選定